

契約者貸付利率の減免等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

このたびの地震で被災された方々に対して実施しております特別措置について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 契約者貸付利率の減免について

- a. 被災地の皆様には、平成23年3月11日～6月30日までにご利用いただきました契約者貸付金につきまして、貸付金100万円を上限に貸付利率1.5%適用の特別取扱いを行っております。
- b. この特別取扱は、平成23年12月31日をもって終了し、平成24年1月1日以降は通常の契約者貸付利率で計算いたしますので、ご了承ください。

2. その他

- ・弊社からの融資をご利用いただいている被災者の方々については、ご事情に応じ、元利金ご返済の繰延等ご相談に応じます。

以 上